

寒河江市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第31号

### 寒河江市市税規則の一部を改正する規則

寒河江市市税規則（昭和45年市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

#### 市民税の減免基準

根拠条項	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第42条第1項 第1号	1 賦課期日後において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助の適用を受けている者 2 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助の適用を受けている者で、市長が必要と認めるもの 3 生活困窮のため慈善団体等からの私的な生活の扶助を受けている者で、市長が	均等割額及び所得割額の全部 所得割額の全部 所得割額の全部	当該事由の存続中に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。

	必要と認めるもの		
条例第42 条第1項 第2号	<p>1 事業不振又は失業等の事由によりその年の所得（失業保険給付金等を含む。以下「その年の所得」という。）が皆無であるとみなされる者で、個人の市民税の納付が著しく困難であると認められるもの</p> <p>2 失業又はその他の事由によって、その年の所得が前年中の所得に比し、次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、個人の市民税の納付が著しく困難と認められるもの</p> <p>(1) 3分の1以下に減少する者</p> <p>(2) 2分の1以下に減少する者</p> <p>(3) 3分の2以下に減少する者</p>	<p>均等割額及び 所得割額の全 部</p> <p>所得割額の10 分の7</p> <p>所得割額の10 分の5</p> <p>所得割額の10 分の3</p>	当該事由の生 じた日以後に 到来する当該 年度の税額に ついて適用す る。
条例第42 条第1項 第3号	学生又は生徒でその年の所得が皆無と認められるもの及びその年の所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められるもの	均等割額及び 所得割額の全 部	
条例第42 条第1項	法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等（法第296条第1項第2号	均等割額の全 部	

第4号	に該当するものを除く。) 並びに管理組合法人及び団地管理組合法人（施行令第47条に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うものを除く。）		
条例第42条第1項 第5号	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（収益事業を行うものを除く。）	均等割額の全部	
条例第42条第1項 第6号	社会事業又は公益事業を行う法人でない団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（収益事業を行うものを除く。）	均等割額の全部	
条例第42条第1項 第7号	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第8条に規定する法人である政党又は政治団体（収益事業を行うものを除く。）	均等割額の全部	
条例第42条第1項 第8号	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（収益事業を行うものを除く。）	均等割額の全部	
条例第42条第1項 第9号	1 災害により納税義務者が死亡した場合で、かつ、法第9条の規定により当該納税の義務を承継すべき相続人（以下「相続人」という。）において当該税額の納付が著しく困難であると認められるとき。	均等割額及び所得割額の全部	災害を受けた日以後において到来する納期において納付すべき当該年度の税額

2 災害により納税義務者が障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となつた場合で、個人の市民税の納付が著しく困難であると認められるとき。	均等割額の全部及び所得割額の10分の9	(特別徴収に係るものにあつては、仮に普通徴収の方によつて徴収するとした場合におけるその納期において納付すべき当該年度の税額。以下この欄において同じ。)について適用する。ただし、災害を受けた日以後に納付すべき当該年度の税額がない場合（納期	
3 前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下の納税義務者で、災害により納税義務者、控除対象配偶者（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族（同項第8号に規定する扶養親族をいう。）の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下「損害金額」という。）のその住宅又は家財の価格に対する割合が次の各号のいずれかに該当し、個人の市民税の納付が著しく困難であると認められるとき。			
(1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で、合計所得金額が500万円以下であるとき。	所得割額の全部	限前の納付の場合を除く。)にあつ	
(2) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で、合計所得金額が750	所得割額の2分の1	ては、翌年度の納期におい	

	万円以下であるとき。		て納付すべき
(3)	損害金額がその住宅又は家財の価格 の10分の5以上で、合計所得金額が750 万円を超えるとき。	所得割額の4 分の1	税額について 適用する。
(4)	損害金額がその住宅又は家財の価格 の10分の3以上10分の5未満で、合計 所得金額が500万円以下であるとき。	所得割額の2 分の1	
(5)	損害金額がその住宅又は家財の価格 の10分の3以上10分の5未満で、合計 所得金額が750万円以下であるとき。	所得割額の4 分の1	
(6)	損害金額がその住宅又は家財の価格 の10分の3以上10分の5未満で、合計 所得金額が750万円を超えるとき。	所得割額の8 分の1	
4	その他市長が必要と認める者	市長が必要と 認める割合	
条例第42 条第1項 第10号	その他特に収入が僅少で個人の市民税の納 付が著しく困難と認められる者	市長が必要と 認める割合	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。